

前谷 剛 (S.Y.S) (Scape) 他, 2020



Kyoto City Cultural & Art Activities
Revitalization Matching Grant with COVID-19



京都市
CITY OF KYOTO

Kyoto City
Cultural
&
Art Activities
Revitalization
Matching Grant
with
COVID-19



アーティストを寄付者と京都市で応援



京都市
文化芸術活動再開への
挑戦サポート交付金
プロジェクト募集案内

京都市印刷物 第024235号 発行年月:令和2年7月
発行:京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
提出期間:令和2年7月22日[水]から8月21日[金]まで

京都市 文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金

プロジェクト募集案内 アーティストを寄付者と京都市で応援

- ウィズコロナ社会において、文化芸術活動に挑戦するアーティストを支援します。
- 採択されたプロジェクトは、クラウドファンディング(ふるさと納税型)により幅広く寄付を募り、京都市からも寄付額と同額を上乗せして交付します。
- 意欲的なプロジェクトを募集します。

提出期間 《郵送の場合は消印有効》

令和2年7月22日[水]から8月21日[金]17:00まで

応募資格

- 以下の2点に当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体(法人含む。)
- ◎京都市内に住所地又は団体所在地、活動拠点のいずれかがあるもの
 - ◎京都市内で文化芸術事業を実施した実績を有するもの

対象事業

- 以下の全てに当てはまる事業
- ◎京都市内で実施する公演・展示等の制作発表(オンラインによる発表も含む)
 - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した「新しい生活スタイル」に適合するもの
 - ◎クラウドファンディング終了後(令和2年11月上旬予定)から令和3年3月31日までに確実に実施するもの
(原則として事業を中止することはできません。ただし、天災や新型コロナウイルス感染症の再拡大による活動自粛要請など、採択決定後の社会的状況によって実現が難しい場合はこの限りではありません。)

対象となる文化芸術分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野(詳しくは、ウェブサイトをご確認ください)。分野横断的な取組も応募できます。

交付金額 上限200万円

- ◎プロジェクトを実施するために必要な金額を、200万円を上限に提案していただきます。
- ◎提案金額に基づき、クラウドファンディング(ふるさと納税型)により京都市が寄付を募り、集まった寄付金に京都市が原則同額を上乗せし、交付します。

《提案金額が160万円の場合の例》

例1
集まった寄付金が60万円の場合、市が60万円上乗せし、120万円を交付

京都市	60万円
+	
クラウドファンディング	60万円

例2
集まった寄付金が80万円の場合、市が80万円上乗せし、160万円を交付

京都市	80万円
+	
クラウドファンディング	80万円

例3
集まった寄付金が100万円の場合、市が60万円上乗せし、160万円を交付
※提案金額を上限とする。

京都市	60万円
+	
クラウドファンディング	100万円

- ※同一費用に対して国、京都府、民間等の補助金等を重複して申請し、交付を受ける場合は、重複する部分の金額を減額します。
- ※京都市の他の補助金等の交付を受ける事業には交付できません。ただし、京都市文化芸術活動緊急奨励金との併用は可能です。

対象経費

- 対象事業の実施に要する経費とします。ただし、雇用に伴う保険等の共済費、著しく高額と認められる出演料、備品購入費など一部の経費は含みません。(詳しくは、ウェブサイトをご確認ください。)
- ※本交付金は、文化芸術活動への支援を目的とするものであり、いわゆる生活支援を目的としたものではありません。
 - ※展覧会・公演等の中止・延期により生じた赤字の補填や、飲食代や生活費には使えません。
 - ※応募日以降の支出が交付対象となります。

採択予定件数

10件程度

交付までのスケジュール 《予定》

応募受付	7月22日～8月21日
オンライン説明会	8月6日
審査	8月下旬～9月上旬
採択者の決定・通知 <small>(全ての応募者に結果を通知します。)</small>	9月上旬
クラウドファンディング実施	9月～11月上旬
交付金額の通知	クラウドファンディング終了後
事業実施	クラウドファンディング終了後～令和3年3月31日
実績報告・交付金額確定・精算	事業終了後

クラウドファンディングの実施について

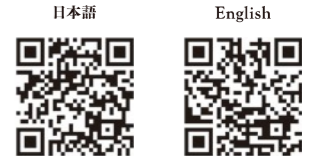
採択された事業のアーティスト・事業内容などを具体的に掲載してクラウドファンディング(ふるさと納税型)により寄付を募ります。採択者には、掲載記事の作成や寄付者への返礼品の準備について事前に相談させていただきます。

オンライン説明会 令和2年8月6日[木]18:00～19:00

- 事業概要や応募方法、注意点等に関するオンライン説明会を上記の日程で開催します。
 - ※要予約
- 京都芸術センターのウェブサイトにて8月1日から予約受付。<https://www.kac.or.jp/>



応募について



- 【1】提出書類**
- ア_応募用紙
 - イ_事業計画書
 - ウ_収支予算書
 - エ_これまでの活動実績が分かる書類(自由様式。写真、パンフレット等。A4サイズ3枚程度まで。)
 - オ_他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その要項等内容が分かるもの
 - カ_事前着手届 ※採択者の決定・通知前に事前着手する方のみ。なお、提出されても採択を保証するものではありません。
 - キ_グループ・団体の名簿 ※グループ・団体の場合

【2】提出方法及び提出先

- 提出は**オンライン又は郵送**により行ってください。
- ◎オンライン https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_sp/
 - ◎郵送の場合の送付先 〒604-8156 京都市中京区山伏山町546-2 京都芸術センター
※表面に「京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金」と朱書きしてください。

審査基準

- (1)新規性(ウィズコロナ社会における新たな表現方法・鑑賞形態の提案内容)
- (2)文化芸術活動の実績(これまでの作品のクオリティ)
- (3)実現性(事業内容の具体性、実施に向けた計画性の有無)
- (4)公共性(京都市の文化芸術振興に資するもの)、公益性(多くの人に届く事業形態かごうかなど京都市民への成果の還元)
- (5)発展性(今後、継続的な事業展開が見込めるもの)

相談・問合せ先 《7月22日から受付します》

- 相談、お問合せは原則Eメールで受け付けます。
※閉館・在宅勤務等の状況により、お電話の場合はお時間をいただく場合がございます。
- 京都市文化芸術総合相談窓口**
京都芸術センター(公益財団法人京都市芸術文化協会)内
電話=075-252-2162 [受付時間10:00～18:00]
Eメール=ask@kyotoartsupport.com



相談・問合せ先【専用コールセンター】

京都市文化芸術総合相談窓口

【電話】075-252-2162 [受付時間10:00~18:00]

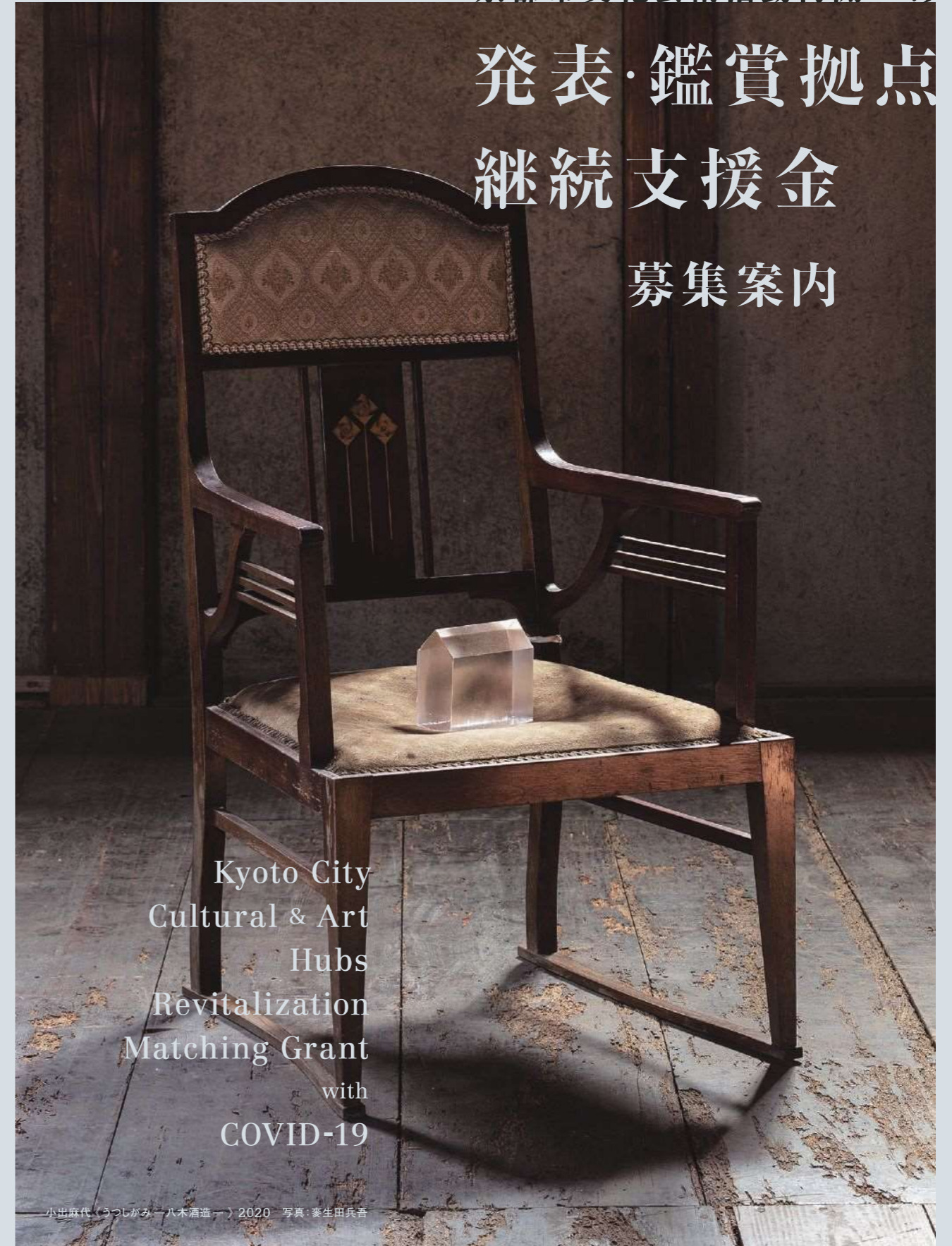
【メール】ask@kyotoartsupport.com

京都市文化芸術活動再開への

発表・鑑賞拠点

継続支援金

募集案内



Kyoto City
Cultural & Art
Hubs
Revitalization
Matching Grant
with
COVID-19

小出麻代(うつしがみ一八木福造) 2020 写真: 栗生田兵吾

京都市文化芸術活動再開への

発表・鑑賞拠点継続支援金 募集案内

- ▶ 京都の文化芸術を未来につなげていくため、文化芸術活動の発表・鑑賞拠点である劇場、映画館、ライブハウス、クラブ、ギャラリー、能楽堂、歌舞練場等を支援します。
- ▶ ふるさと納税型クラウドファンディングにより幅広く寄付を募り、京都市からも寄付額と同額を上乗せします。
- ▶ 本事業に参画する民間の施設を募集します。

I 事業概要

1 交付対象要件

以下の各号の全てに当てはまる施設。

- (1) 文化芸術（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された以下の分野）活動の発表・鑑賞を主たる目的とする施設であること。分野横断的な取組を行う施設も申請できます。

● 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

● 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）

● 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国由来の伝統的な芸能

● 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

● 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

- (2) 所在地が京都市内であること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大により、運営が一時中断するなどの影響を受けたが、引き続き感染症予防対策等を行い、安全安心に文化芸術活動を発表・鑑賞できる環境を整えながら、運営を維持継続すること。

- (4) 主として、文化芸術活動の発表のための施設として恒常的に運営されており、広く市民に文化芸術を鑑賞させることを目的としていること。

- (5) 飲食の提供を伴う施設については、主たる目的が文化芸術活動の発表・鑑賞であること。

- (6) 劇場については、座席数が概ね500未満であること。なお、能楽堂、歌舞練場等、伝統芸能分野における施設はこの限りではありません。

- (7) 映画館については、スクリーンの数が6未満であること。

- (8) 国、地方公共団体、独立行政法人、国及び地方自治体の外郭団体、学校法人、宗教法人等の運営する施設でないこと。

- (9) 風俗営業法第2条に規定された性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

- (10) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

※ 同一人の運営する複数の施設についても、それぞれが対象となります。

※ 練習や稽古、録音・収録が目的の施設は対象外となります。

※ 美術館、博物館等で、専ら収蔵品等を展示する施設は対象外となります。

※ その他、本事業の趣旨に合わない施設については対象外となります。

2 実施方法

- (1) 京都市が実施する「ふるさと納税型クラウドファンディング※」（目標1,000万円[予定]）に対する寄付金、及び、当該金額と同額（上限1,000万円）を京都市から上乗せし、本事業に参画した施設に対し、支援金として均等割りて交付します。

- (2) 「ふるさと納税型クラウドファンディング」の実施に当たり、寄付の周知活動に御協力いただきます。また、寄付者へのリターン等として動画配信などの企画に御協力をお願いします。

※ 地方自治体がふるさと納税制度を活用し、課題解決型事業を実施するために必要な経費について、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から寄付を募る資金調達方法。寄付者は、所得や寄付額にもよりますが、税控除により実質2,000円の負担でプロジェクトを応援することができます。

3 支援金

- (1) 金額及び件数

I[2]実施方法に記載の方法によるため、本事業への参画施設数及び寄付金額が現時点では未定であり、各施設への交付金額及び件数は未定です。

《例》クラウドファンディングで1,000万円の資金調達に成功（本市からも1,000万円を上乗せ）し、参画する施設が100施設の場合⇒1施設当たり20万円

- (2) 対象経費

施設の維持継続に必要な経費に使用できます。

II 申請について

4 提出書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）

- (2) これまでの活動実績及び今後の活動予定が分かる書類（自由様式。写真、チラシ、パンフレット、スケジュール等）

- (3) 申請者が施設の代表者であることを証明する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書など）※写しで結構です。

- (4) 委任状（第2号様式）※施設の代表者と申請者が異なる場合のみ必要です。

5 提出期間

令和2年7月22日[水]から8月18日[火]まで

6 提出方法及び提出先

提出は **オンライン又は郵送** により行ってください。

- **オンラインの場合** 【締切】令和2年8月18日[火]午後5時
《提出先》 https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_kyoten/
※ I[4](2)～(4)に記載する書類についてはデータ化したうえで添付して提出してください。

- **郵送の場合** 【締切】令和2年8月18日[火]消印有効
《提出先》〒604-8156 京都市中京区山伏山町546-2 京都芸術センター
※ 表面に「京都市文化芸術発表・鑑賞拠点継続支援金」と朱書きすること。

7 注意事項

- (1) 提出に要した経費は申請者が負担するものとします。
- (2) 提出書類は返却しませんので、各自で写しを保管してください。
- (3) 本事業に参画した施設については、京都市ホームページ等で活動情報の発信を行います。
- (4) 本支援金で事業継続した成果を多くの市民に発信するなど、積極的に還元するよう努めてください。

III 支援金の交付について

8 交付までの流れ

提出された書類を基に、I[1]交付対象要件に該当するかの確認を行います。

交付対象施設の決定

上記の結果を基に、交付対象施設を9月中旬までに決定し、全ての申請者に結果を通知します。

クラウドファンディングの実施

交付対象施設の決定後速やかに、施設名等を明示したうえで、「ふるさと納税型クラウドファンディング」を実施します（9月下旬～11月上旬を予定）。

支援金の交付

クラウドファンディング終了後、速やかに交付します（12月頃を予定）。

9 結果報告書について

支援金受領後、以下の資料を提出してください（詳細については後日送付する資料にて記載します）。

- (1) 活動結果報告書（第7号様式）※支援金の使途も記載していただきます。
- (2) 支援金受領後に実施した事業の内容が分かる資料（自由様式。写真、チラシ、パンフレット、スケジュール等）
- (3) アンケート

10 その他

以下に掲げる項目に該当する場合は、交付した支援金の返金を求めます。

- (1) 申請内容に、虚偽その他不正の事実があったと認められるとき。
- (2) 施設が要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) 施設の運営等に、違法又は不正な行為があると認められるとき。
- (4) 支援金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- (5) その他、支援金の交付決定内容及び付帯条件に反すると認められるとき。

相談・問合せ先

【専用コールセンター】京都市文化芸術総合相談窓口

京都芸術センター（公益財団法人京都市芸術文化協会）内

相談、お問合せは原則Eメールで受け付けます。※閉館・在宅勤務等の状況により、お電話の場合はお時間をいただく場合がございます。

【電話】 _____ 【メール】 _____
075-252-2162 ask@kyotoartsupport.com

【受付時間】10:00～18:00